

平成26年4月10日

緊急時の対応について

アムテルダム日本人学校 学校長
スクールバス委員会
地区委員会

緊急時(危険な状況が生じたり、通学に支障が生じた場合、またはその恐れがある場合)学校は次のような対応をとります。

- 臨時休校
- 始業を遅らせる
- 帰宅を早める(生徒・児童の年齢に関わらず保護者は必ず迎えに出る)
- 時間通り帰宅させるが父兄のバス停待機の徹底
(生徒・児童の年齢に関わらず保護者は必ず迎えに出る)
- 学校待機

緊急時には、いずれの場合も「バス利用者連絡網」と「バス利用者以外連絡網」により各家庭に連絡いたします。

- ・ 「緊急時連絡」と告げてから、内容を連絡する。
- ・ 次の連絡先が留守の場合、とばして次の方に連絡をし、連絡のつかない家庭には再度連絡をする。
- ・ 連絡網最後の方→バス停長→地区委員→学校と連絡完了報告の徹底。
- ・ 最後まで連絡のつかない家庭の子どもはバス停で決めている預け先の保護者に預ける。
- ・ 1世帯バス停については特に連絡の徹底をし、緊急下校時には、近隣のバス停に統合し対応する。緊急時の連絡方法、連絡が取れなかった場合の預け先家庭について、統合先バス停の家庭と日頃より話し合っておく。統合するバス停は各バス停の状況に応じ地区委員と話し合って決定する。
- ・ 教員のバス添乗のあるなしにかかわらず、バス停長の人数確認によって児童・生徒を乗降させる。
- ・ 緊急時には、スクールバスを利用していない児童・生徒もスクールバスに同乗させ、至近のバス停に降ろす場合もある。(事前に連絡があります)
- ・ 市バス、トラム、自家用車利用者は、日頃より最寄のバス停長と、連絡方法、預け先について話し合っておく。最寄のバス停、及び預け先を地区委員に連絡しておく。

気象状況などで予測がつく場合には前日に連絡が入ります。予測がつかない場合、注意喚起の連絡が入ることもあるので、携帯電話を持参し、いつでも緊急連絡に対応できるようにしておいてください。

緊急時には携帯電話が繋がりにくくなるため、万が一連絡がとれなかった場合に備えて、児童・生徒の相互預かり先を各バス停内で話し合い決めておいてください。

事前に各バス停内で話し合ったルール(緊急時の預かり先等)を地区委員まで連絡しておいてください。

※2007年3月12日より施行